

令和4年4月5日

保護者 様

川崎市立御幸中学校
校長 石塚 全

「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」発表時等における 臨時休業について（お知らせ）

日ごろより本校の教育活動について、ご理解とご協力をいただき、心から感謝を申し上げます。

さて、川崎市では「特別警報」（各警報の基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発令される警報）及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表されたときの生徒の安全確保についての対応につきまして、お知らせいたします。内容をご確認いただき、趣旨についてご理解くださいますようお願い申し上げます。

1. 神奈川県全域、または県内の一部（川崎市に限りません）に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」のいずれかが午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されていた場合は、本校を含めすべての川崎市立小・中・高等学校が臨時休業となります。また、この場合は教育委員会より直接、メールが配信されます。
2. 上記以外の警報（「大雪警報」「大雨警報」等）が午前6時の段階で発表された場合、あるいは発表が継続されていた場合などについては、その状況に応じて学校として判断を行い、臨時休業とする場合は学校よりメール配信でお知らせします。
※なお、メールの登録につきましては後日改めてお知らせいたします。
3. 生徒の登校後に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表された場合については、授業時間を繰り上げ、安全なうちに生徒を下校させます。ただし、下校する時間が台風等の襲来などと重なるおそれのある時は、生徒を学校で待機させるなどの安全措置を講ずることがあります。また、「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報が出た場合、学習途中で下校させるかどうかについては、その都度学校が判断いたします。
いずれの場合も、授業を繰りあげ、学習途中で下校させるようなときは、メール配信でお知らせいたします。
4. その日一日を臨時休業と決定した場合、途中で天候が回復しても登校時刻を繰り下げて授業を実施することはありません。ただし、通学路の安全を確認したうえで、部活動や委員会活動など放課後の生徒の活動について実施することがありますが、その際は、個別に連絡いたします。

上記の点について、ご不明な点がある場合は、教頭、または各学年主任までご相談ください。（TEL 5 2 2 - 3 4 0 4）